

最高人民法院
植物新品種育成者権侵害に係る紛争案件の審理における
具体的な法律応用の問題に関する若干の規定（二）
（意見募集稿）
（2021年3月23日）

植物新品種の育成者権侵害に係る紛争案件を正しく処理するために、「中華人民共和國民法典」、「中華人民共和國種子法」、「中華人民共和國民事訴訟法」等の関連規定に基づき、裁判実務を踏まえ、本規定を制定する。

第一条【共有権の行使】植物新品種の育成者権（以下、「育成者権」という）の共有者が育成者権の行使について合意した場合は、その合意に従うものとする。合意がない場合、又は合意が不明確な場合、いずれの共有者も単独で育成者権を実施し、又は一般的なライセンス方式により他者に育成者権の実施を許諾することができる。

共有者の一人が単独で育成者権を実施し、他の共有者が、当該実施による収益について共有者間で分配することを主張する場合、人民法院はこれを支持しない。共有者の1人が他者に育成者権の実施を許諾し、他の共有者が、取得したライセンス料を共有者間で分配することを主張する場合、人民法院はこれを支持する。

第二条【譲受人の原告資格】育成者権の譲渡について、國務院の農業・林業主管部門による登録・公告がされておらず、譲受人が育成者権の侵害を理由に自己名義で訴訟を提起した場合、人民法院はこれを受理しない。

第三条【繁殖材料】育成者権の保護範囲には、その品種の繁殖材料が含まれる。当該繁殖材料は、繁殖能力を有し、かつ繁殖された新しい個体は、当該登録品種と同一の特性、特徴を有していなければならない。

前項でいう繁殖材料は、育成者権申請時に採用した育種方法で得られた繁殖材料に限らない。

第四条【販売の許諾】登録品種の繁殖材料を販売する意思表示が広告又は展示の方法で行われた場合、人民法院はこれを販売行為として認定し処理することができる。

第五条【栽培行為】 登録品種の繁殖材料が栽培された場合、人民法院はこれを生産、繁殖行為として認定し処理することができる。

第六条【同一の推定と品種の模倣】 育成者権者又は利害関係者（以下、「権利者」と総称する）が被疑侵害品種の繁殖材料に使用されている名称が登録品種の名称と同一であることを証明した場合、人民法院は当該被疑侵害品種の繁殖材料が登録品種の繁殖材料に該当すると推定することができる。それに反して当該登録品種の繁殖材料に該当しない証拠がある場合、人民法院は、被疑侵害者が育成者権の模倣行為を構成すると認定し、かつ専利権の模倣行為に関する関連規定を参照して処理することができる。

第七条【違約と権利侵害の競合】 受託者、被許諾者が、育成者権者と合意した規模又は地域を超えて、登録品種の繁殖材料を生産、繁殖、販売し、これが権利侵害を構成すると育成者権者が主張する場合、人民法院はこれを支持する。

第八条【権利侵害の幫助】 他者の関連行為が育成者権の侵害を構成することを知り、又は知り得べきであったにもかかわらず、被疑侵害者が購入、保管、輸送、繁殖を目的とする加工処理等のサービス若しくは条件を提供した場合又は関連する証明資料を提供した場合、人民法院はこれを他者の権利侵害行為の幫助を実施したと認定することができる。

第九条【商業目的】 被疑侵害者が登録品種の繁殖材料を別品種の繁殖材料の生産に繰り返し使用する場合には、人民法院は、当該行為が育成者権者の市場利益を害するか否か、及び、被疑侵害者の主観的な意図とその後の行動等の要素を考慮した上で当該行為が商業目的を有するか否かを審査・判断しなければならない。

第十条【生産・繁殖以外の行為】 被疑侵害者が、その売買した被疑侵害物が生産・繁殖のためではなく、日常的な消費のための収穫材料として使用されたと主張する場合、それに応じた立証責任を負わなければならない。

第十一条【権利の消尽】 登録品種の繁殖材料が育成者権者により又はその許諾を得て販売された後に、他者による当該の繁殖材料の生産、繁殖、販売が権利侵害を構成すると権利者が主張する場合、人民法院は一般にこれを支持しない。ただし、次のような場合を除く。

（一）他者による生産、繁殖の後に獲得した繁殖材料について、生産、繁殖、販売が再び行われた場合。

出所：最高人民法院ウェブサイト 2021年3月23日

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-292221.html>

(二) 最終消費以外の目的で、当該品種が属する植物の属又は種が保護されていない国又は地域に、当該繁殖材料を輸出する場合。

第十二条【科学研究の例外】 被疑侵害者が登録品種に係る以下の生産、繁殖行為について、科学研究活動に該当すると主張する場合、人民法院はこれを支持しなければならない。

(一) 登録品種の試験又は試植。

(二) 登録品種を使用して新品種を形成する場合。

(三) 登録品種を使用して新品種を形成した後、当該新品種の育成者権を申請するために、又は品種を査定する必要があるために、登録品種の繁殖材料を申請品種の繁殖材料の生産に繰り返し使用する場合。

第十三条【農家の自家繁殖と自家使用】 農家が自分の家の農村土地請負経営契約で合意された土地の範囲内で登録品種の繁殖材料を自家繁殖させ、自家使用し、これが権利侵害を構成すると権利者が主張する場合、人民法院はこれを支持しない。

第十四条【農村土地請負経営以外の行為】 農民專業合作社、農村集体經濟組織、その他の組織又は農家以外の個人が、自ら又は農家に委託して、登録品種の繁殖材料を育成者権者の許諾なく生産、繁殖し、これが権利侵害を構成すると育成者権者が主張する場合、人民法院はこれを支持しなければならない。

第十五条【合法的出所】 販売者が、被侵害権品種の繁殖材料が育成者権者の許諾を得ずに販売されていることを知らず、又は知りうべきでなく、かつそれが合法的出所を有することを証明した場合には、賠償責任を負わないとすることができる。ただし、販売行為を中止し、かつ権利者が侵害行為を制止するために支払った合理的支出を負担しなければならない。

前項でいう合法的出所については、販売者は一般的に、購入経路が合法的であること、価格が妥当であること、実際に特定の供給者が存在すること、販売行為が関連する生産・経営許可制度に従っていること等を証明しなければならない。

第十六条【先行判決】 人民法院は、調査を経て、育成者権侵害の事実に基づき権利侵害行為の成立を認定した場合、侵害停止の先行判決を行い、かつ当事者の申立と案件の具体的な状況に基づき、活性を消滅させる等、被疑侵害物の拡散、繁殖を阻止する措置を講じるよう命じることができる。

出所：最高人民法院ウェブサイト 2021年3月23日

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-292221.html>

第十七条【文書提出命令】 人民法院が賠償額を決定するために、権利者が立証のためのあらゆる努力を払ったにもかかわらず、権利侵害行為に関連する帳簿、資料が主として被疑侵害者が把握する状況にある場合には、人民法院は被疑侵害者に対し権利侵害行為に関連する帳簿、資料の提出を命じることができる。被疑侵害者が提出しない場合、又は虚偽の帳簿、資料を提出した場合には、人民法院は、権利者が主張し、提出した証拠を参考にして賠償額を決定することができる。

第十八条【立証の妨害】 被疑侵害者が保全に抵抗し、又は許可なく被保全物を開封、移転、破壊したために、権利侵害の事実を確認することができなくなった場合、人民法院は、当該証拠により証明されるべき事項に関する権利者の主張が成立しているものと推定することができる。

第十九条【情状重大】 関連する法律及び司法解釈に規定された事情に加えて、権利侵害行為の情状重大の認定には、以下の要素を考慮することができる。

- (一) 無免許での登録品種の生産・運営。
- (二) 種子の生産・運営許可証の偽造、貸与、又はその他の不正な手段による詐取。
- (三) 育成者権証明書偽造。
- (四) 被疑侵害物の生産地又は繁殖地の提出の拒否。

第二十条【停止期間の実施料】 育成者権が停止された後、法に基づき権利を回復した権利者が、育成者権を実施する組織又は個人に対し、停止期間中の育成者権の実施料の支払いを求める場合、人民法院は、関連する育成者権の実施許諾料を参考にし、品種の種類、栽培時期、経営規模、その時点での市場価値等の要素を踏まえて合理的に決定することができる。

第二十一条【臨時保護期間の補償】 育成者権の予備審査・合格公告日から育成者権を付与された日までに、他者が許可なく登録品種の繁殖材料を生産、繁殖又は販売し、これに伴う利益損失に対する求償を権利者が主張した場合、人民法院は、臨時保護期間の使用料の処理に照らし、関連する育成者権の実施許諾料を参考にし、品種の種類、栽培時期、経営規模、その時点での市場価値等の要素を踏まえて合理的に決定することができる。

前項で規定する被疑行為が品種の登録後も継続し、権利者が育成者権の臨時保護期間の使用料と権利侵害の損害賠償の両方を請求する場合、人民法院はこ

出所：最高人民法院ウェブサイト 2021年3月23日

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-292221.html>

これらの案件を併せて審理することができる。ただし、これを別々に計算して処理しなければならない。

第二十二條【鑑定人】 育成者権侵害の紛争案件に係る専門的な問題に鑑定の必要がある場合は、当事者は関連分野の鑑定人リスト又は国务院の農業・林業の主管部門が人民法院に推薦する鑑定人との間で協議を行うものとし、協議が調わない場合は、人民法院がこれを指定する。

第二十三條【鑑定方法】 DNA 指紋法等の分子マーカー検査・測定の方法によらず鑑定を行う品種については、業界で一般的に採用されている方法を使用して、登録品種と被疑侵害物における特徴、特性の同一性を判断することができる。

第二十四條【再鑑定】 鑑定の結論に異議のある当事者が、人民法院に再検査、追加鑑定又は再鑑定を申請したにもかかわらず、合理的な理由と証拠を提出しなかった場合、人民法院はこれを許可しない。

第二十五條【近接閾値の認定】 DNA 指紋法等の分子マーカー検査・測定の方法で鑑定を行う場合、試験対象サンプルと対照サンプルとの差が臨界値未満であるにもかかわらず近接しており、かつ、被疑侵害者が両者の特徴、特性が異なると主張する場合には、立証責任を負わなければならない。人民法院は、当事者の申請に基づき、遺伝子座を拡大して追加試験を行い、又は標準サンプルを提出して測定を行う等の方法を採用し、かつ他の要素と組み合わせて権利侵害を判定することができる。

第二十六條【検査・測定結論の矛盾】 栽培地での観察・検査・測定と、DNA 指紋法等の分子マーカー検査・測定の結果が異なる場合、人民法院は栽培地での観察・検査・測定の結果に従わなければならない。

第二十七條【有効条項】 本規定は、2021年x月x日より施行する。本院が過去に公布した関連する司法解釈が本規定と一致しない場合、本規定に準ずるものとする。

※本資料はジェットロが作成した仮訳となります。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保障するものではないことを予めご了承ください。

出所：最高人民法院ウェブサイト 2021年3月23日

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-292221.html>